

江戸川区篠崎公益複合施設条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区篠崎公益複合施設（以下「公益複合施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 江戸川区の文化の伝承、創造及び発信並びに地域貢献活動の推進に寄与するため、公益複合施設を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区篠崎公益複合施設	江戸川区篠崎町七丁目二〇番一九号

(事業)

第三条 公益複合施設は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 江戸川区の文化の伝承、創造及び発信に関すること。
- 二 地域に貢献する活動の推進に関すること。
- 三 公益複合施設の利用に関すること。
- 四 その他区長が必要と認める事業に関すること。

(利用承認)

第四条 公益複合施設を利用（本区が行う前条第一号及び第二号の事業に係る利用（以下「事業の利用」という。）を除く。）しようとする者は、第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第五条 指定管理者は、公益複合施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

(施設及び利用料金)

第六条 公益複合施設の施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいい、事業の利用に係るものを除く。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 公益複合施設の付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

（特別の設備等の使用）

第八条 利用者は、公益複合施設の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し等）

第九条 指定管理者は、公益複合施設の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡禁止）

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等をき損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(開館時間等)

第十三条 公益複合施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(公益複合施設の管理)

第十四条 公益複合施設の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第十五条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他公益複合施設の運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定等)

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公益複合施設の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十六条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十年七月規則第六十六号で、同二十年七月六日から施行)

- 2 この条例の規定に基づき指定管理者が行う利用の承認その他公益複合施設の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第六条関係）

施設及び利用料金

施設	単位時間			
	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
	午前九時～正午	午後一時～午後四時三十分	午後五時三十分～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
第一講義室	一、九〇〇円	二、七〇〇円	二、九〇〇円	七、五〇〇円
第二講義室	一、九〇〇円	二、七〇〇円	二、九〇〇円	七、五〇〇円

備考

- 一 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 二 中間時間(正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで。以下同じ。)に限り、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を一単位利用料金とする。
 - ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。
- 三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの間隔時間に係る料金を徴収しない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定

利用料金を利用時間数で除して得た額とする。

六 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇

〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき。 規定利用料金の五割相当額

ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき。 規定利用料金の七割五分相当額

ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき。 規定利用料金の十割相当額

七 前号に規定する者が第二号、第四号又は第五号の規定の適用を受ける場合には、第二号、第四号及び第五号の規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第六号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。